平成２７年（フ）第１００５号
埼玉県幸手市西１丁目１番24号
債務者　大高　義明
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０２６号
さいたま市南区辻７丁目７番10―205号
債務者　大平由美子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４２４号
埼玉県八潮市大字大瀬397番地25
債務者　築田　憲明
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４３６号
埼玉県春日部市大畑748番地１　サンヴェール根岸Ⅱ―205号、旧住所埼玉県草加市長栄２丁目９番地７　エクレール草加814号
債務者　岩下　敦子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第３０２号
相模原市南区南台６丁目12番20号　シロガネハイツ202（住民票上の住所）
債務者　松浦　秀子
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３４５号
相模原市中央区富士見４丁目８番８号　チェリーハウス106
債務者　高橋　洋子（旧姓春木）
1　決定年月日時　平成27年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３１号
静岡県掛川市大渕9905番地の１　レオパレスターエンジェル206号
債務者　鶴橋　豊二
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
静岡県菊川市加茂4792番地　（ハイム菊舟１Ｃ）
債務者　山城　拓也
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
静岡県菊川市加茂4792番地　（ハイム菊舟１Ｃ）
債務者　山城　絵理
1　決定年月日時　平成27年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２７年（フ）第４５４号
埼玉県狭山市狭山台４丁目11番地の１　パークハイツ狭山台107
債務者　工藤　高規
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第４５５号
埼玉県狭山市狭山台４丁目11番地の１　パークハイツ狭山台107
債務者　工藤智恵子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第７６号
岐阜県多治見市高根町３丁目１番地の１　市営住宅Ａ棟202号
債務者　岡田　記代
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第９５号
岐阜県多治見市明和町４丁目５番地の412
債務者　河本　玉緒
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２５８号
静岡県沼津市青野57番地の１　ベッララビスタ103号、前住所静岡県静岡市駿河区みずほ５丁目８番地の46　エテルノ・Ｕ・Ⅱ　105号
債務者　針生　　浩
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５００号
堺市堺区出島海岸通１丁４番９―205号
債務者　安藤　雅斗
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５２４号
大阪市鶴見区鶴見２丁目８番１―608号
債務者　芳川　朋子
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９２８号
大阪市生野区田島４丁目６番30号
債務者　尾﨑　幸隆
1　決定年月日時　平成27年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月８日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部